

事務連絡  
令和5年1月5日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会  
労働部

労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 3 項の規定に基づき  
がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につき令和4年12月26日付けで告示され、令和5年4月1日から適用することとされた旨、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室より情報提供がございました。詳細につきましては、厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長宛に発出されました通知文（別添1）をご参考にしていただきますようお願いいたします。

つきましては、貴協会会員の皆様に対し、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 吉田）